

第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会公募委員選考基準

この基準は、第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会公募委員の選考に関する要綱（以下「選考要綱」という。）第5条第3項の定めに従い、必要な事項を定めるものとする。

- | | |
|-----------|--|
| 1. 定数 | 2名以内 |
| 2. 応募資格 | (1) 市内に在住する者であること
(2) 公募締切日に満18歳以上の者であること
(3) 市の附属機関及び附属機関に準ずる機関の委員でないこと
(4) 市の職員でないこと
(5) 平日に開催される策定委員会に出席できること |
| 3. 職務内容 | 計画策定（令和7年11月から令和9年2月予定）までに、8回程度の委員会（平日に開催）への出席（※報酬あり） |
| 4. 選考方法 | 小論文（1200字程度）による書類審査 |
| 5. 小論文テーマ | 以下のいずれかから一つ選択すること
(1) 障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすために
(2) 障害のある人のあらゆる社会活動への参加を支援するために
(3) 障害のある子供の健やかな成長・発達に向けた支援の充実のために |
| 6. 審査項目 | (1) 障害のある人に対する理解
(2) 小論文の内容
(3) 文章構成力 |
| 7. 審査基準 | 各項目10点満点にて採点を行う。その後、各委員の合計得点から得られた順位による採点（1位25点、2位20点、3位15点、4位10点、5位5点、6位以下0点）を行う。
その点数に加え、選考要綱第5条第2項の定めのほか、策定委員としてふさわしい者を総合評価にて選定する。 |
| 8. 応募方法 | 小論文に住所、氏名、年齢、電話番号、職業、所属団体がある場合は団体名とその活動内容を添えて、直接または郵送（〒273-8501※住所不要）で障害福祉課計画係計画担当あてへ
※用紙やパソコン、手書きなどは問いません。また原稿は返却できません。 |

9. 問い合わせ先 障害福祉課 計画係 障害者計画担当 TEL 047-436-2307
10. 提出期限 9月5日（金）（必着）
11. 選考結果 9月下旬に文書にて全員へ通知する。